

(議案)

新方式の成人識別自販機・成人識別装置
(運転免許証・マイナンバーカード方式)

		運転免許証・マイナンバーカード方式
識別方式の概要		運転免許証又はマイナンバーカードの券面の生年月日を読み取り、満年齢を判定することにより成人識別を行う装置。
判断基準		<p>① 成人識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が成人識別装置に未成年者を成人と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、成人識別装置が未成年者を成人と誤認することがないこと。</p> <p>② 成人識別装置に未成年者を成人と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。</p> <p>③ 成人識別装置の稼動を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。</p>
判定	基準①	○ (理由)・券面の生年月日を識別装置内蔵のカレンダーと照合し、満年齢を判定することにより、確実に成人識別が行われる。
	基準②	○ (理由)・運転免許証及びマイナンバーカードは第三者への貸与及び譲渡の可能性が乏しい。 ・装置が失効免許証、変造免許証等を受け付けないようにする措置が講じられている。
	基準③	○ (理由)・自販機への外付け装置であるが、自販機本体と電気回路を一体化することにより、自販機と別に識別装置の稼動を停止することを困難にしている。
結論		成人識別機能を有する

「成人識別装置を装備したたばこ自販機」 に該当することを確認するための判定基準

1. 財務省においては、平成20年7月1日以降、製造たばこの小売販売業の許可に下記の条件を付している。

「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置（たばこを購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」

2. たばこ自動販売機・成人識別装置が、上記1. の許可条件に係る「成人識別装置を装備した自動販売機」に該当することを確認するための判定（事実認定）に当たっては、下記の3点の「最小限の基準」をクリアするか否かを基礎として、さらに個々の自動販売機・成人識別装置の特性に応じて個別具体的に判断する。

- ① 成人識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が成人識別装置に未成年者を成人と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、成人識別装置が未成年者を成人と誤認することがないこと。
- ② 成人識別装置に未成年者を成人と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。
- ③ 成人識別装置の稼動を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。

3. 「成人識別装置を装備した自動販売機」に該当すると判断されたたばこ自動販売機・成人識別装置については、随時財務省ホームページ上で公表する。